

3. 【災害】

【基本方針】

雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える。

降った雨がすぐに川に流れ出ないように森林の保全、川の整備、および浸水被害を軽減する施設の整備を進めることにより、水害を減らします。また、これにより流域に多くの雨をとどめ、渇水の軽減や、震災・火災時に利用できる水を確保できるようにすることにより災害に強い岡崎市にして行きます。

重点施策

重点施策名	3-2 下水道の整備（雨水）		
担当課	下水工事課		
実施年度	平成 22 年度	、平成 23 年度	、平成 24 年度以降

1 目的、背景及び必要性

- (1) 道路や庭に降った雨水を処理する。
- (2) 道路冠水や建物浸水を発生しにくくする。

2 施策内容

内容・年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
流域関連公共下水道事業認可区域	5, 437 ha	5, 437 ha	5, 437 ha
整備実績 排水面積	1, 182 ha	1, 182 ha	4, 241 ha
整備実績 整備率	22%	22%	78%

事業着手年度 大正 12 年（1923 年）

注：平成 22 年度からの整備率の変更について

平成 21 年度までは、市街地側で下水道整備が進んでおり、かつ下水（雨水）の放流先である川の整備が概ね 5 年に 1 度の雨に対して完成している区域は整備済としてきました。しかし、平成 22 年度末より川の改修に係らず、概ね 5 年に 1 度の雨に対して市街地側の下水管が整備されている区域を整備済としたところ整備率が 78% となりました。上記の整備率定義は平成 20 年 9 月、平成 22 年度にそれぞれ県の指導により変更を行いました。

3 期待される効果

道路冠水や建物浸水等の浸水被害が軽減される。

4 今後の検討課題

本市でも、平成 20 年 8 月末豪雨で甚大な被害が発生しているように短時間における集中豪雨が発生している。このような問題を解決するにあたり、下水道と河川や農業用水路等の排水機能の整合を図る必要がある。

下水道としては、区域内雨水幹線の整備やポンプ場の新設・増設を検討中である。

重点施策

重点施策名	3-3 雨水の有効利用に配慮した指針づくり
担当課	環境保全課、
実施年度	平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度以降
<p>1 目的、背景及び必要性</p> <p>雨水を一時的に貯留したり、浸透することは、洪水防止や上水道の節水に役立つほか、地下水の涵養にも寄与する。したがって、市が建設する一定規模以上の公共施設については、雨水貯留浸透・雨水再利用施設の設置を義務付けるなどの雨水有効利用に配慮した公共施設の設置指針を作成するものである。</p> <p>2 施策内容</p> <p>平成 22 年度に、岡崎市役所も一事業所として、地球温暖化対策、エネルギー利用の合理化の観点から「岡崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定した。</p> <p>その中で、公共工事等にあたっての環境配慮として、「水の有効利用の推進」を掲げた。具体的に以下 6 つの配慮を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水利用設備を導入する。 ・ 雑用水等の再利用設備を採用する。 ・ 節水型トイレなど、節水型施設の導入を促進する。 ・ トイレに流水音発生装置を設置することを検討する。 ・ 給水装置の末端に感知式の洗浄弁や自動給水栓、節水こまなど節水に有効な器具を導入する。 ・ 透水性舗装等、雨水浸透施設の設置を図る。 <p>3 期待される効果</p> <p>市役所が率先して雨水の有効利用に配慮した施設を設置することにより、民間施設への普及促進が期待される。</p> <p>4 今後の検討課題</p> <p>「岡崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」に雨水有効利用に関する指針を示したが、施設の設置を義務付けるものではない。今後、義務付けには全庁的なコンセンサスが必要であり、財政難の昨今において早期実現は困難と推測される。</p>	

重点施策

重点施策名	3-4 雨水貯留浸透施設設置補助事業の拡充
担当課	下水施設課
実施年度	平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度以降
<p>1 目的、背景及び必要性</p> <p>近年、都市化が進み、緑地や農地が減少する一方、地面が工作物で覆われてきました。雨水は地下に浸透しにくくなり、大雨の際には河川や水路の許容以上の雨水が流れ込み、浸水被害がたびたび発生するようになりました。</p> <p>こうした問題に対処する方法の一つとして、雨水を貯留する・浸透させる施設の設置者に対して費用を補助することにより、市民と市が協働して快適な水環境を作り出す取組とするものです。</p> <p>2 施策内容</p> <p>①雨水貯留施設設置補助（雨水貯留タンクの方法費、既設浄化槽転用の工事費及び材料費）</p> <p>②雨水浸透施設補助（浸透ます・浸透管・浸透側溝の工事費及び材料費）</p> <p>※ いずれも補助金額は工事費及び材料費の 5 分の 3 以内で、上限は 9 万円</p> <p style="text-align: center;">（別紙に実績を示す）</p> <p>3 期待される効果</p> <p>①雨水を一時的に貯留し、河川や下水道への負担を軽減する。</p> <p>②水源涵養の大切さの意識拡大</p> <p>4 今後の検討課題</p> <p>①個人が対象者であるため、制度への理解を随時行う。</p> <p>②予算枠の維持</p>	

雨水貯留浸透施設設置補助事業年度別実績

H23. 4. 1現在

年 度	雨水貯留施設				③浸透施設		雨水貯留浸透施設 年度別件数 (①+②+③)
	① 浄化槽転用		② 貯留タンク		件数	透水面積 m^2 (容量 m^3)	
	件数	貯留量(m^3)	件数	貯留量(m^3)			
平成16年度	20	57.75	8	4.05	1 (舗装)	39.0	29件
平成17年度	28	52.92	18	8.5	—	—	46件
平成18年度	49	137.75	32	13.34	1 (舗装)	71.0	82件
平成19年度	59	135.22	19	6.9	1 (柵)	(0.12)	79件
平成20年度	43	86.64	44	10.75	1 (柵)	(0.12)	88件
平成21年度	46	98.77	77	22.64	1 (舗装)	13.5	124件
平成22年度	35	87.81	59	16.09	—	—	94件
累 計	280	656.86	257	82.27	5	123.5 (0.24)	542件